

**首都圏渋滞ボトルネック対策協議会
埼玉県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ(WG)
運営規則**

(趣旨)

第1条 本規則は、「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会」(以下「協議会」という。)の審議に基づいて設置する「埼玉県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 WG は、首都圏の主要渋滞箇所の「対応の基本方針」に基づき、埼玉県中央地域及び圏央道以南地域の渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞ボトルネック箇所について効果的な対策の立案・検討を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 WGは、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 渋滞発生状況の把握
- (2) 優先対策区間の選定
- (3) 渋滞要因の分析
- (4) 渋滞対策の検討
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 WGは、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. WGには座長を置き、座長は国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長とする。
3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. WGの構成は、別表－1のとおりとする。
ただし、必要に応じ座長が指名する者を、委員として参加させることができる。

(事務局)

第5条 WG の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第一課、道路計画第二課、計画調整課、企画部広域計画課並びに大宮国道事務所計画課、北首都国道事務所計画課に置くものとする。

(規則の改正)

第6条 本規則の変更は、本 WG の議決によらなければならない。

(補足)

第7条 本規則に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

付 則 本規則は、平成30年10月30日から施行する。

改正 令和 2年 3月30日

埼玉県渋滞ボトルネック検討ワーキンググループ(WG) 名簿

所 属	役 職	備 考
関東地方整備局	大宮国道事務所長	座 長
	北首都国道事務所長	
	道路部 道路計画第一課長	
	道路部 道路計画第二課長	
	道路部 計画調整課長	
	企画部 広域計画課長	
埼玉県警察本部	交通部 交通規制課長	
埼玉県	県土整備部 県土整備政策課 政策幹	
さいたま市	建設局 土木部 道路計画課長	
東日本高速道路(株)	関東支社 総合企画部 総合企画課長	
	関東支社 所沢管理事務所長	
	関東支社 さいたま工事事務所長	
	関東支社 三郷管理事務所長	
首都高速道路(株)	計画・環境部 計画調整課長	
	保全・交通部 交通安全推進課長	
事務局	関東地方整備局 道路部 道路計画第一課	
	関東地方整備局 道路部 道路計画第二課	
	関東地方整備局 道路部 計画調整課	
	関東地方整備局 企画部 広域計画課	
	関東地方整備局 大宮国道事務所 計画課	
	関東地方整備局 北首都国道事務所 計画課	